

令和 6 年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名： 鏡石町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7 %
全職員	68.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	— %
本省課室長相当職	96.1 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	102.3 %
係長相当職	89.3 %

(3) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	101.2 %
26～30年	97.2 %
21～25年	96.3 %
16～20年	104.3 %
11～15年	92.1 %
6～10年	89.1 %
1～5年	103.2 %

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職の区分には、女性の職員がいないため。
- ・勤続年数36年以上の区分には、女性の職員がいないため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。